

# 届出様式(別添2:表紙)について

別添 2

## 特掲診療料の施設基準に係る届出書

|  |  |      |  |
|--|--|------|--|
| 保険医療機関コード<br>又は保険薬局コード   |  | 届出番号 |  |
| 連絡先<br>担当者氏名：<br>電話番号：   |  |      |  |
| (届出事項)<br><br>[ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ] の施設基準に係る届出   |  |      |  |
| <input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。<br><input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 |  |      |  |
| 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。   |  |      |  |
| 平成    年    月    日  |  |      |  |
| 保険医療機関・保険薬局の所在地<br>及び名称  |  |      |  |
| 開設者名   |  | 印    |  |
| 殿  |  |      |  |
| 備考 1 [    ] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。<br>2 □には、適合する場合「√」を記入すること。<br>3 届出書は、正副2通提出のこと。  |  |      |  |

様式 14 の 2

## 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 の施設基準に係る届出書添付書類

|    |                                  |   |
|----|----------------------------------|---|
| 1  | 届出を行う点数                          | 検査・画像情報提供加算      電子的診療情報評価料<br>(該当するものを○で囲むこと)  |
| 2  | 診療情報提供書の送付・受信                    | <input checked="" type="checkbox"/> 電子的な方法による送受を実施する<br><input type="checkbox"/> 電子的な方法による送受を実施しない  |
| 3  | HPKIを有する医師数及び歯科医師数(人)            | 人      ※2が□の場合は記入不要   |
| 4  | 検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法         | <input checked="" type="checkbox"/> 電子的な診療情報提供書に添付して送受信<br><input type="checkbox"/> 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可<br><input type="checkbox"/> 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧<br>(実施するものを全てを○で囲むこと) |
| 5  | ネットワーク名                          | 日本医師会文書交換サービス(MEDPost:メドポスト)  |
| 6  | ネットワークに所属する医療機関名                 | 以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。<br>イ)<br>ロ)<br>ハ)<br>ニ)<br>ホ)  |
| 7  | ネットワークを運営する事務局                   | 事務局名      : 日本医師会ORCA管理機構株式会社<br>事務局所在地 : 〒113-0021 東京都文京区本駒込6-1-21 コロナ社第3ビル6F  |
| 8  | 安全な通信環境の確保状況                     | チャネル・セキュリティ      : TLS 1.2によるHPKIクライアント認証<br>オブジェクト・セキュリティ : SSL/TLS 1.2  |
| 9  | 個人単位の情報の閲覧権限の管理体制                | 有    ・    無<br>(該当するものを○で囲むこと)  |
| 10 | ストレージ                            | 有    ・    無<br>(該当するものを○で囲むこと)  |
|    | (「有」の場合)<br>厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能 | 有    ・    無<br>(該当するものを○で囲むこと)  |

※HPKI: 厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI: Healthcare Public Key Infrastructure)

※ネットワーク: 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

[記載上の注意]

3 表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例 チャネル・セキュリティ: 専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等  
 オブジェクト・セキュリティ: SSL/TLS 等

# 届け出様式(14-2)について

様式 14 の 2  
 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料  
 の施設基準に係る届出書添付書類

|    |                          |   |                        |
|----|--------------------------|---|------------------------|
| 1  | 届出を行う点数                  | 検査・画像情報提供加算<br>電子的診療情報評価料<br>(該当するものを○で囲むこと)  |                        |
| 2  | 診療情報提供書の送付・受信            | イ) 電子的な方法による送受を実施する<br>ロ) 電子的な方法による送受を実施しない   |                        |
| 3  | HPKIを有する医師数及び歯科医師数(人)    | わかっている範囲で記載 人   | ※2がロ)の場合は記入不要          |
| 4  | 検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法 | イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信<br>ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可<br>ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧<br>(実施するもの全てを○で囲むこと) |                        |
| 5  | ネットワーク名                  |   |                        |
| 6  | ネットワークに所属する医療機関名         | 以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。<br>イ)<br>ロ)<br>ハ)<br>ニ)<br>ホ)                                |                        |
| 7  | ネットワークを運営する事務局           | 事務局名 :<br>事務局所在地 :  |                        |
| 8  | 安全な通信環境の確保状況             | チャンネル・セキュリティ :<br>オブジェクト・セキュリティ :   |                        |
| 9  | 個人単位の情報の閲覧権限の管理体制        | 有・無<br>(該当するものを○で囲むこと)  |                        |
| 10 | ストレージ                    | 有・無<br>(該当するものを○で囲むこと)  |                        |
|    |                          | (「有」の場合)<br>厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能  | 有・無<br>(該当するものを○で囲むこと) |

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤 (HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure)  
 ※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

【記載上の注意】  
 3 表の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャンネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。  
 例 チャンネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等  
 オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等

算定する点数に○付けする

イ)は文書交換システムサービスを利用する場合。  
 ロ)は、紹介状を紙で運用し、診療データを、地域医療連携システムで閲覧する場合。

イ)は文書交換システムサービスを利用する場合。  
 ロ)は、紹介状を紙で運用し、診療データを、地域医療連携システムで閲覧する場合。  
 ハ)は医療機関の公開サーバを、個別に見に行く場合。

地域医療連携システムの事務局を記載

地域医療連携システムの事務局または、導入メーカーに確認してください。

ここは、○を付けざるを得ないでしょう。ガイドラインに添った「運用管理規定」を作成する必要があります。

地域医療連携システムの事務局または、導入メーカーに確認してください。